

日仏商事法および商事紛争処理の比較研究

～相続と事業承継を中心に

Le droit français des successions et la transmission de l'entreprise familiale.

井上 匡子

1. はじめに

さる10月31日、ボワチエ大学法学社会科学部前学部長のジョエル・モネ教授をおまねきし、公開講演会を実施した。

モネ教授は、商法・相続法・保険法などを専攻される研究者であり、1985年にボワチエ大学より“Théorie liquidative du régime français de participation aux acquêts”と題する論文により学位を授与された。その後、1996年よりレンヌ第一大学教授を経てボワチエ大学教授に就任され、2009年から2014年までは同大学法学社会科学部の学部長職にあった。

研究面では、親族・相続法における財産の清算および承継（特に相続）、会社法、保険法の分野での活動を精力的に行っている。その成果は多数の論文に現われている他、Juris-Classeur Civilにおける「夫婦共同財産一般」および「夫婦共同財産、積極要素、収入および後得財産」の項目を継続的に担当されている。また学会・研究集会における活動は、ワルシャワ大学法学部（ポーランド）のシンポジウム（2001年）における「フランス会社法に対するEU法の影響」の報告、国立科学研究センター（CNRS）とボワチエ大学の共同研究組織（CECOJI）主催のシンポジウム（2001年）における「サー

カス技法のノウハウに関する契約的保護」の報告、ボワチエ弁護士会調停センター主催のシンポジウム（2004年）における「保険における調停」の報告、ボワチエ大学とローマ第三大学（イタリア）との共同シンポジウム（2009年）における「故人の意思と新相続法」に関する報告など国際的に幅広い。

講演会では、フランス相続法と家族企業の承継をテーマにお話いただいた。このテーマは、フランスにおいて重要な立法の進展があった二つの学問領域（相続法と商取引法分野）が交錯するところである。以下、講演会の内容を簡単に紹介する。

2. 講演の概要

相続法は立法による改正が多い分野というわけではないが、フランス法では、実定法を大きく修正した二つの重要な法律が知られている。第一は2001年12月3日法律¹であり、これは2つの発展、すなわち非嫡出子の相続差別撤廃と生存配偶者の権利の大幅な強化を行った。第二は2006年6月23日法律²であり、これは相続財産の清算に関する法を修正し、生前に後継者を容易に指定できる方向へ、重要な改革をフランス法にもたらした。

一方、商取引法分野において、企業承継問題は古くからの問題である。ボワチエ大学法学部のルネ・

1 Loi no 2001-1135 du 3 décembre 2001 relative aux droits du conjoint survivant et des enfants adultérins et modernisant diverses dispositions de droit successoral. この法律の翻訳として、大村敦志・幡野弘樹「フランス相続法改正翻訳：生存配偶者及び姦生子の権利並びに相続法の諸規定の現代化に関する二〇〇一年一月三日第一一三五号法律」法時75巻9号72頁。

2 Loi n° 2006-728 du 23 juin 2006 portant réforme des successions et des libéralités. この法律の沿革に関しては、石綿は美「遺言における受遺者の処分権の制限——相続の秩序と物権の理念（一〜六）」法協131巻2号277頁、3号552頁、4号833頁、5号937頁、7号1362頁、8号1475頁以下（2014）が詳しい。特にいわゆる後継ぎ遺贈への関心から恵与制度の改革を紹介する邦語文献として、足立公志朗「フランスにおける信託的な贈与・遺贈の現代的展開（一）（二・完）」民商139巻4・5号466頁以下、6号607頁以下（2009）がある。なお、ミシェル・グリマルディ（北村一郎訳）「フランスにおける相続法改革（2006年6月23日の法律）」ジュリスト1358号68頁参照。

サヴァチエ記念研究集会のシンポジウム³でも、学説側がこの問題に早くから取り組んできた。フランスの立法者はすでに、特に税法においていくども手を加えてきた。中でも、1988年1月5日に採択された法律⁴は、民法典1075条を改正した重要なものである。

さらに、ヨーロッパ委員会もまた、この分野について数次の勧告を出してきたし、職業団体からも意見が提出されてきた。もともと商法典には、企業承継問題に関するまとまった規定があるわけではない。

フランス法における家族企業承継の法的問題は、制度的には整理されている。フランスのこの分野の法規定は極めて完成度が高く、家族企業の確かな承継を可能にするはずのものである。さらに、税負担を減少させるためのスキルをもった専門家が存在し、大学においては企業承継のための専門家養成コースさえも存在するのである。

ところが、現実には承継を成功させた企業の割合⁵は、今なお、とても少ない。承継の成功例が少ないのは、家族問題や経済問題に関する多くの事情に原因がある。

企業主にとって、その事業を譲る決断をするのは難しいし、他方で必ずしも多くの若者が家業を継ぎ



たいと思うものではなく、むしろ他の道に進む方を好むものである。

経済の情勢がこの傾向にさらに拍車をかけている。家族企業は、多くの場合に二世帯のまともな暮らしを可能にするほどの利益を上げてはいない。したがって、家長の家にその企業の後継ぎと目される子どもがいても、子どもが独立して家を出れば、その子どもは家族の事業に興味を失ってしまう例が多かった。

また、現代的な企業マネージメントの標準を取り入れることは、企業を家族の財産と見ることに馴染んでいる旧世代には受け入れにくく、新しい世代との間に、しばしば大きな齟齬をもたらしている。企業のマネージメントの質を向上させると同時に、家

3 ポワチエ大学におけるこの問題のシンポジウムは、以下の文献にまとめられている。Jean-Claude Hallouin, Hervé Causse et Joël Monnet, *L'allocation d'actions et de parts de SARL, La réforme du droit des successions et la transmission des entreprises*, LGDJ 2008. 同書にはモネ教授の論考も掲載されている。Joël Monnet, *La continuation de l'entreprise par un héritier*, *ibid.*, pp. 75 et s.

4 Loi n° 88-15 du 5 janvier 1988 relative au développement et à la transmission des entreprises. この法律の42条が民法典1075条を改正して無償の企業譲渡に関する規定を設けるとともに、43条以下において一般租税法典の軽減税率規定を設けている。

5 企業承継に関する正確な数字を挙げることは、困難である。例えば、職人企業や一人で事業を行っている企業をカウントするかどうかで、数字は大きく変わる。それらを含める場合、2000年と2012年の間に約90万もの企業、2.5社に1社が所有者を変えている。

族の伝統を守るとは極めて困難である。

ある研究によれば、家族企業の承継は34%が家族内でなされ、約45%が第三者の事業承継者によって受け継がれ、残りは消滅している。さらに、消費生活の変化から、小売業の承継が困難になっている。

したがって、企業承継問題は、法的問題であるだけでなく、経済的、社会的な問題でもある。

講演では、このような前提事情のもとで、フランス法が相続と企業承継について、家長が死亡した場合にいかにして円滑な承継を実現するかという問題と、生前の後継者指定をいかにして容易にするか、という二つの問題を取り上げた。

3. コメントと討論

モネ教授のご講演に対し、本学の篠森大輔准教授より以下の二点のコメントが出され、それぞれ回答がなされた。

- 1) 講演では、家族企業の経営者が予期せぬ死亡をした場合、および、経営者が家族企業承継のための事前の準備をしていた場合について、それぞれの相続法上の対応が説明された。実際には、両者のうちいずれがよく行われるものか。フランスの農家相続の例にならうとすれば、後者が原則的形態と予想される。

この点に関し、モネ教授からは以下の回答をいただいた。たしかに、フランスには農家相続に関する経験がある。しかし、経営者の死亡は突然訪れるものであり、家族企業の経営者が事前に準備するケースはそれほど多いものではない。

- 2) 家族企業のスムーズな承継には、経営者の死亡による承継よりも、引退による承継の方が望ましいのではないか。経営に利用されている経営者の個人財産を一体的に後継者に承継させる家族協定 (pacte de famille) を結ぶことは、家族内で対立する利害や感情的葛藤を調整する必要があるので、非常に難易度の高いものになると思われる。しかし、ほかならぬ経営者自身が、自らの財産と仕事を手放すことから生じる余生への不安を感じているのではないか。家族企業の承継は、相続法領域にとどまらない総合的な施策があつてはじめて可能になるのではないか。

これらのコメントに対し、モネ教授からは以下の回答をいただいた。家族企業を承継させた経営者への年金制度は用意されている。それでも経営者は自分の余生への不安をもっている。経営者にとっては、家族企業を家族内で承継させるよりも、他人に譲渡する方が簡単で、経済的に有利であるから、経営者が家族内での承継に消極的なことは多い。

研究会は、学内の参加者の他、東北北海道や東京都内からの参加者に恵まれ、相続法、民法財産法、商取引法の観点からはもちろんのこと、歴史や経済など周辺の領域からも、活発な議論がなされた。

(法学部教授)